

# 緊急雇用創出事業に伴う作業員を募集します

緊急雇用創出事業とは、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用就業等の機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの方の生活の安定を図る事業です。商工観光課・水産課・建設課・教育委員会では、この事業により下表のとおり、作業員を募集します。詳細な内容やお問合わせにつきましては、各担当へご連絡ください。

## 【注意事項】

○平成21年4月から本緊急雇用事業により雇用され、既に12か月雇用された方は、雇用できません。

○失業者で、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届などがある場合は提出。

○解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届などが無い場合は、履歴書のみの提出。

○性別・年齢は、不問。(未成年の場合は、保護者の同意が必要。)

○期間満了後の更新なし。

○作業に関する草刈機等の道具・移動等の燃料や経費等は、全て作業員負担。

○問い合わせおよび受付時間は、各担当いずれも月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで。

○面接終了後の履歴書返却なし。

○履歴書を送付の場合は、  
**(商工観光課・水産課・建設課の場合)**  
 〒742-2301  
 周防大島町大字久賀5134 周防大島町 産業建設部〇〇課

緊急雇用創出事業担当者 宛てに送付  
 (※〇〇の欄には、応募する各担当課名を記入のこと。)

**(教育委員会の場合)**  
 〒742-2512

周防大島町大字平野269-44 東和総合センター内

周防大島町 教育委員会 総務課

緊急雇用創出事業担当者 宛てに送付

担当課	商工観光課 ☎79-1003	水産課 ☎79-1004	建設課 ☎79-1005	教育委員会 ☎78-0700
作業期間	5月～10月 (各月15日程度)	5月・8月・10月 (各月10日程度)	5月～10月 (各月10日程度)	5月～10月 (各月15日程度)
作業場所	・歌碑公園 ・自光寺川公園他	・町内の漁港 ・海岸公園	・町道 ・オレンジロード	・廃校学校周辺 ・教育委員会管理地他
募集人員	4名	5名程度	12名程度	3名程度
作業内容	草刈作業・集草作業・清掃作業・その他美化推進に係る作業			
賃金	時給 1,720円			
作業時間	午前8時30分～午後5時30分(作業時間8時間)(昼休憩1時間)			
応募資格	周防大島町に住所を有する方で、雇止めや離職などにより失業状態にある方			
応募手続	市販の履歴書に明記の上、郵送若しくは、各課へ直接提出			
受付期間	4月25日(月) 午前10時まで			
面接日	4月26日(火) 面接場所、詳細な時間等は、個々へ連絡します			

東日本大震災に係る  
町営住宅の入居者を  
募集します

東日本大震災で被災された方に、町営住宅を貸し出しますので、お知り合い等で住宅にお困りの方がおられましたら、町生活衛生課までご連絡ください。

### ■入居対象者

市町村が発行する当該震災に係る罹災証明書の交付を受けられた方

### ■提供戸数

町内16戸

### ■入居できる期間

6か月

### ■相談・問い合わせ

生活衛生課公営住宅班  
☎79-1010